

改正 平成19年3月20日規則第33号

平成24年3月30日規則第35号

平成27年3月31日規則第42号

神奈川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則をここに公布する。

神奈川県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則

題名改正〔平成27年規則42号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき知事が開催する公聴会に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成27年規則42号〕

（公聴会の開催）

第2条 知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第28条第4項に規定する指針案について異議がある旨の同条第5項の意見書の提出があったとき、その他同条第1項の規定による鳥獣保護区の指定又はその変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会開催期日の1月前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告しなければならない。

全部改正〔平成24年規則35号〕、一部改正〔平成27年規則42号〕

（指針案に対する意見書の提出等）

第3条 法第28条第4項の規定による公告があったときは、同条第5項に規定する住民及び利害関係人のほか、同条第4項に規定する指針案に関して意見を有する者についても、公告した日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に意見書を提出することができる。

2 公聴会においては、法第28条第5項及び第6項の規定により意見を聴く住民及び利害関係人のほか、前項の規定により意見書を提出した者からも意見を聴くことができる。

一部改正〔平成24年規則35号〕

（公述人への通知）

第4条 知事は、公聴会において意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）に公聴会の日時及び場所を公聴会開催期日の2週間前までに通知しなければならない。

一部改正〔平成24年規則35号〕

（公聴会における意見の提出）

第5条 公述人は、当該公聴会開催期日の1週間前までに当該公聴会において聴こうとする案件に対する異議の有無、意見の要旨及び理由を記載した文書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成24年規則35号〕

（公聴会の議長）

第6条 公聴会は、知事が神奈川県職員のうちから指名する者が議長として主宰する。

一部改正〔平成24年規則35号〕

（公聴会の運営）

第7条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうちで聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、議長は、その者が提出した第5条に規定する意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

2 議長は、公聴会を円滑に行うため必要があると認めるときは、あらかじめ陳述に係る時間を定めることができる。

一部改正〔平成24年規則35号〕

第8条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。  
一部改正〔平成24年規則35号〕

第9条 公述人及び発言を許された者（以下「公述人等」という。）の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述人等が前項の範囲を超えて発言し、又は公述人等に不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

一部改正〔平成24年規則35号〕

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

一部改正〔平成24年規則35号〕

（調書の作成）

第11条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

一部改正〔平成24年規則35号〕

（準用）

第12条 第2条から前条までの規定は、法第29条第1項の規定による特別保護地区の指定又はその変更について準用する。

追加〔平成24年規則35号〕

附 則

1 この規則は、平成15年4月16日から施行する。

2 神奈川県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会規則（平成12年神奈川県規則第91号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月20日規則第33号）

この規則は、平成19年4月16日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第42号）

この規則は、平成27年5月29日から施行する。